

インド家族法(上)

Dr.ニリマ・チャンディラマニ

(KC ローカレッジ学長・元ムンバイ大学法学部長)

訳 伊藤弘子 (愛知学院大学非常勤講師)

監修 小川富之 (愛知学院大学法学部教授)

はじめに

インドでは、それぞれ所属する宗教コミュニティごとに異なる宗教法がある。ヒンドゥー教徒、ムスリム(イスラーム教徒)、キリスト教徒、パールシー教徒^[1]、そしてユダヤ教徒は、それぞれの所属する宗教法上の家族法の適用を受ける。ただし、仏教徒、ジャイナ教徒およびシク教徒は、ヒンドゥー教徒家族法の適用を受ける^[2]。

本稿の目的は、その各々のコミュニティの家族法について、婚姻、離婚、親子(扶養、後見・養子縁組)および相続の分野について概略を述べることにある。

インド家族法

インドの家族法は、主に宗教法および習慣法として存する。インド憲法において、家族法の対象とされる分野は競合的立法権限事項として規定されている^[3]。ただし統一ヒンドゥー教徒成文法は連邦議会によって制定されている。その他のコミュニティの家族法に関する立法の大部分もまた、連邦議会によって制定されている。

インドの家族法は州ごとに異ならず、各宗派コミュニティは統一された法体系によって支配されている。ただし、宗教コミュニティによっては家族法の内容にいくらか差異がある

(つづく)